

事 務 連 絡
平成17年2月10日

改正：平成18年10月30日
改正：平成19年2月23日

各都道府県・保健所設置市
自動車リサイクル担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
経済産業省製造産業局自動車課

(財)自動車リサイクル促進センターへの登録・許可に関する情報提供について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）の施行にご尽力頂き感謝申し上げます。

さて、法に基づく自治体への登録・許可とは別に、関連事業者は、電子マニフェスト報告等を行うため、(財)自動車リサイクル促進センター（以下、「センター」という。）が運営する自動車リサイクルシステム（以下「システム」という。）への登録を行っております。

今後、システムの運営にあたり、関連事業者が登録・許可を取り消されたことにより使用済自動車を取り扱えない状態等に至った際、当該関連事業者がこのような情報をセンターに報告するとは限らないこと、また、市町村合併による登録・許可権限の移行等についても公的機関からの確実な情報によりシステムに反映させる必要があることから、貴部局におかれましては下記によりセンターへの情報提供方よろしくお願いいたします。

記

1. センターへの情報提供が必要な事由

- ①関連事業者の登録拒否処分、不許可処分を行ったとき
- ②関連事業者の登録・許可の一時停止、取消しを行ったとき
- ③関連事業者の事業所の閉鎖に伴う変更の届出、廃業届出があったとき
- ④市町村合併等により関係事業者に新たに登録通知書・許可証を発行したとき、事業所が追加されたとき

⑤市町村合併等により関係事業者が管下における登録・許可の失効、事業所の移管があったとき

2. センターへの情報提供

- (1) 管下の関連事業者が、1. のいずれかの事由に該当するに至った際は、貴部局から、当該関連事業者に対し、システムからの登録解除、電子マニフェストによる移動報告が不可能となること等について、あらかじめ伝達する。
- (2) 貴部局におかれては、様式1により、センターの情報管理部に対し、当該情報を郵送にて提供する。これを受けて、センターはシステムからの登録解除・変更等の手続きを行う。

送付先：〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目1番30号 日本自動車会館11階
(財)自動車リサイクル促進センター 情報管理部

- (3) センターは、(2) の情報提供を受けて所要の手続きを完了したときは、速やかに様式2により、当該部局に連絡する。

様式1

文 書 番 号
平成 年 月 日

財団法人自動車リサイクル促進センター
情報管理部長 殿

都道府県・保健所設置市名 部署名
担当課室長 印

関連事業者情報連絡書

管下の関連事業者について、下記のとおり連絡します。

記

1. 事業者の氏名又は名称（法人である場合は代表者）
2. 事業者の住所
3. 事業者の業種区分（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者の別を記載）
4. 登録・許可の番号（変更のある場合は、新旧の番号を並記）
5. 事由の発生日
6. 処分等の内容（以下のいずれかを記載）
 - ①登録拒否処分
 - ②不許可処分
 - ③登録・許可の一時停止（停止期間○年○月○日～○年○月○日、停止の内容を記載）
 - ④登録・許可の取消し
 - ⑤事業所の閉鎖に伴う変更届出（閉鎖される事業所の名称及び住所を記載）
 - ⑥廃業届出（法人合併による場合はその旨を記載するとともに、合併の相手方を記載）
 - ⑦市町村合併による登録通知書・許可証の発行（全事業所の名称と所在地、取扱いフロン類の種類）、登録・許可の失効、事業所の移管（移管される事業所の名称及び住所を記載）

様式2

文 書 番 号
平成 年 月 日

都道府県・保健所設置市名 部署名
担当課室長 殿

財団法人 自動車リサイクル促進センター

情報管理部長 印

自動車リサイクルシステム事業者登録抹消（変更）等完了通知書

下記事業者の自動車リサイクルシステムからの登録抹消（変更）等が完了しましたので通知します。

記

1. 事業者の氏名又は名称（法人である場合は代表者）
2. 事業者の住所
3. 事業者の業種区分（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者の別を記載）
4. 登録・許可の番号（変更された場合については、新旧の番号を併記）
5. 自動車リサイクルシステム登録番号
6. 自動車リサイクルシステム登録抹消日
（登録・許可の一時停止の場合は、停止期間〇年〇月〇日～〇年〇月〇日を記載）
（市町村合併による登録通知書・許可証の発行連絡に対する返答の場合は記載不要）